



島根県報

平成24年12月4日（火）

号外 第 164 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額	2
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数	2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第54号**

平成24年12月16日行ふ衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

平成24年12月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県第一区 制限額	25,482,400円
島根県第二区 制限額	23,725,200円

島根県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年12月4日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,744 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,528 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 仁多選挙区 | 4,037 |
| 邑智選挙区 | 5,986 |
| 鹿足選挙区 | 4,332 |
| 隠岐選挙区 | 6,066 |
| 松江選挙区 | 55,784 |
| 浜田選挙区 | 16,292 |
| 出雲選挙区 | 46,733 |
| 益田選挙区 | 13,817 |
| 大田選挙区 | 10,739 |
| 安来選挙区 | 11,520 |
| 江津選挙区 | 7,126 |
| 雲南・飯石選挙区 | 13,295 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,528 |